

## 豊中市不妊症治療費等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不妊症の検査又は治療（以下「不妊症治療等」という。）を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、それらに要した費用の一部を助成する事業について必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者（以下「対象者」という。）は、不妊症治療等を受けた者であり、かつ次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 第4条第1項の対象者が負担すべき額を支払った日から申込日までの間、継続して夫婦（法律婚又は事実婚）であること。夫婦が事実婚である場合は、夫婦のいずれにも法律上の婚姻関係にあるものがないこと。
- (2) 第4条第1項の対象者が負担すべき額を支払った日から申込日までの間、夫婦とも継続して豊中市に住民登録があること。夫婦が事実婚である場合は、夫婦とも継続して豊中市内の同一住所に住民登録があること。

### (対象となる治療等)

第3条 助成の対象となる治療等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による療養に関する給付のうち不妊症治療等に係る治療等とする。

- 2 前項の療養に関する給付には、食事療養費及び生活療養に係る給付を含まないものとし、当該療養に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。

### (助成額)

第4条 助成の対象となる費用は、前条第2項により算定した額のうち、対象者が負担すべき額とする。

- 2 助成する額は、夫婦1組について1年度に5万円を上限とする。

### (助成の申込み)

第5条 助成を受けようとする対象者は、前条第1項の対象者が負担すべき額を支払った日の属する年度の翌年度の6月末日までに、次に掲げる書類を添えて市長に申込みするものとする。

- (1) 豊中市不妊症治療費等助成事業申込書（様式第1号）
- (2) 豊中市不妊症治療費等助成事業受診等証明書（医療機関分）（様式第2-1号）
- (3) 豊中市不妊症治療費等助成事業受診等証明書（薬局分）（様式第2-2号）
- (4) 夫婦であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成申込みの回数は、1年度に1回とする。

（助成の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、豊中市不妊症治療費等助成金交付決定通知書（様式第3号）または不交付決定通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した時は、申込者に助成金を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、申込者が偽りその他不正の手段により助成金の支払いを受け、または受けようとする事が明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、または交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、速やかに市長に返還するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和4年9月1日から実施し、助成の対象となる治療等は令和4年4月1日以降に行った不妊症治療等とする。

この要綱は、令和6年2月1日から実施する。